

①警戒区域内から持ち出した自家用車（放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能）について、同車両査定価格全額を損害と認めた事例。

②就労不能損害について、原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害項目

ア、避難生活に伴う精神的損害	1, 300, 000円
イ、避難費用	745, 021円
①避難交通費	26, 000円
②家財購入費	655, 256円
③交通費増加分	63, 765円
ウ、一時立入費用	119, 500円
①交通費	112, 000円
②宿泊費	7, 500円
エ、就労不能損害	536, 229円
オ、財物損害	4, 350, 400円
①家財	3, 250, 000円
②車両	1, 100, 400円
カ、車両検査費用（平成24年10月16日分交通費）	28, 000円
キ、弁護士費用	212, 375円
合計	7, 291, 525円

2 期間

ア乃至エの損害項目について

自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間における前項の損害項目に対する和解金として金7, 291, 525円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として1, 050, 000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項ア及びオ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月26日

(仲介委員 小笠原勝也)